

議案第 3 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1, 234人以内」を削り、同号に次のように加える。

ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 386人以内

イ 学校の職員 7,064人以内

第2条第8号中「1, 405人」を「1, 407人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の定数を定め、並びに職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。